

男性労働者の育児休業等の取得割合について

公表日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における男性労働者の育児休業等取得率について、以下に公表します。

令和4年度における男性労働者の育児休業等の取得割合　：　50%

※育児・介護休業法の改正により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられました（令和5年4月施行）。本学は、従業員が1,000人を超えないため公表対象となりませんが、育児・介護休業法改正の趣旨に則り、自主的に公表します。

（令和5年6月16日公表）
国立大学法人東京外国語大学